

旅費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人枝幸町社会福祉協議会の役員、評議員及び職員等に対して支給する旅費及び費用弁償（以下「旅費等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員、評議員等が会議等に出席した場合には、別表に定める日当及び運賃実費を費用弁償として支給する。

(旅費等の支給)

第3条 役員、評議員及び職員等が出張した場合には、別表のとおり旅費を支給する。

(旅費等の種類)

第4条 旅費等の種類は、鉄道賃、バス賃、船賃、航空賃、交通費、日当及び宿泊料とする。

- (1) 鉄道賃の額は、路線に応じその乗車に要する運賃
- (2) バス賃の額は、現に支払った運賃
- (3) 船賃の額は、現に支払った運賃
- (4) 航空賃の額は、現に支払った運賃
- (5) 交通費の額は、別表の定額による
- (6) 日当の額は、別表の定額による
- (7) 宿泊料の額は、別表の定額による

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、旅費所定の請求書に内訳明細及び必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

(旅費の調整)

第8条 国又は、主催者側の指定する研修施設を利用する場合は、日当及び宿泊等については、別表の7割を支給することができる。

2 職員の町内の旅行については、日当は支給しない。また、近隣町村（猿払村・浜頓別町・中頓別町・雄武町・中川町・音威子府村・美深町）へ旅行の場合の日当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、支給しない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の社会福祉法人枝幸町社会福祉協議会旅費支給規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条、第8条関係）

旅 費 定 額

（単位：円）

	日 当			宿 泊 料			交 通 費	
	町 内	道 内	道 外	町 内	道 内	道 外	政令指定都市 (東京都以外)	東京都
役員・評議員 及び職員等	2,000	2,000	2,500	5,500	10,000	14,000	1,000	3,000

※ 交通費については、公用車を使用して旅行した場合は支給しない。

※ 旭川市及び札幌市へ旅行する場合は「えさし号」のバス賃をもって支給する。